

教育科学技術部 告示 第 2009-41 号

# 初・中等学校の教育課程

教 育 科 学 技 術 部

## 教育科学技術部 告示 第 2009—41 号

初・中等教育法第 23 条第 2 項に基づき、初・中・高等学校の教育課程を下記の通り告示します。

2009 年 12 月 23 日  
教育科学技術部長官

1. 初・中等学校の教育課程は[別冊1]の通りです。
2. 小学校の教育課程は[別冊 2] の通りです。
3. 中学校の教育課程は[別冊 3] の通りです。
4. 高等学校の教育課程は[別冊 4] の通りです。
5. 国語科教育課程は[別冊 5] の通りです。
6. 道徳科教育課程は[別冊 6] の通りです。
7. 社会科教育課程は[別冊 7] の通りです。
8. 数学科教育課程は[別冊 8] の通りです。
9. 科学科教育課程は[別冊 9] の通りです。
10. 実科(技術・家庭)教育課程は[別冊 10] の通りです。
11. 体育科教育課程は[別冊 11] の通りです。
12. 音楽科教育課程は[別冊 12] の通りです。
13. 美術科教育課程は[別冊 13] の通りです。
14. 外国語科の教育課程は[別冊 14] の通りです。
15. 中学校の選択科目の教育課程は[別冊 16] の通りです。
16. 漢文、教養の選択科目の教育課程は[別冊 17] の通りです。
17. 創意的体験活動の教育課程は[別冊 18] の通りです。
18. 外国語系列の専門教科教育課程は[別冊 27] の通りです。
19. 国際系列の専門教科教育課程は[別冊 28] の通りです。

### 附 則

1. この教育課程は学校級別、学年別に次の通り施行します。
  - 1) 2011 年 3 月 1 日:小学校1、2 年、中学校 1 年、高等学校 1 年
  - 2) 2012 年 3 月 1 日:小学校 3、4 年、中学校 2 年、高等学校 2 年
  - 3) 2013 年 3 月 1 日:小学校 5、6 年、中学校 3 年、高等学校 3 年
  - 4) 但し、高等学校の普通教科の中、話し方と作文Ⅰ・Ⅱ、読書と文法Ⅰ・Ⅱ、文学Ⅰ・Ⅱ、韓国

地理、世界地理、東アジア史、世界史、法と政治、経済、社会・文化、倫理と思想、生活と倫理、物理Ⅰ・Ⅱ、化学Ⅰ・Ⅱ、生命科学Ⅰ・Ⅱ、地球科学Ⅰ・Ⅱ、運動と健康生活、スポーツ文化、スポーツ科学、音楽実技、音楽と社会、音楽の理解、美術と生、美術感想、美術創作、農業生命科学、工学技術、家庭科学、創業と経営、海洋科学、情報、ドイツ語Ⅰ・Ⅱ、フランス語Ⅰ・Ⅱ、スペイン語Ⅰ・Ⅱ、中国語Ⅰ・Ⅱ、日本語Ⅰ・Ⅱ、ロシア語Ⅰ・Ⅱ、アラビア語Ⅰ・Ⅱ、漢文Ⅰ・Ⅱは2012年から適用し、高等学校の普通教科の中「\*」標の科目の場合は2011年3月1日から2014年2月28日まで適用します。

## 教育課程の性格

本教育課程は初・中等教育法第 23 条第 2 項に基づいて告示したもので、初・中等学校の教育目的や教育目標を達成するための国家レベルの教育課程であり、初・中等学校で編成、運営すべき学校教育課程に共通する、一般的な基準を提示したものである。

本教育課程の性格は次の通りである。

- (1) 国家レベルの共通性と、地域、学校、個人レベルの多様性を同時に追求する教育課程である。
- (2) 学習者の自律性と創意性を伸張するための学生中心の教育課程である。
- (3) 教育庁と学校、教員、学生、保護者がともに実現していく教育課程である。
- (4) 学校教育体制を教育課程中心に改善するための教育課程である。
- (5) 教育の過程や結果の質的水準を維持、管理するための教育課程である。

# 初・中等学校の教育課程総論

## I. 教育課程構成の方向

### 1. 追求する人間像

我が国の教育は弘益人間の理念の下、すべての国民をして人格を陶冶して、自主的生活能力と民主市民としての必要な資質を備わしめ、人間らしい暮らしを営ましめ、民主国家の発展と人類共栄の理想の実現に貢献せしむることを目的としている。

このような教育理念を土台として、本教育課程の追求する人間像は以下の通りである。

- 1) 全人的成長の基盤の上に個性の発達と進路を開拓する人間
- 2) 基礎能力を土台にして新しい発想と挑戦で創意性を発揮する人間
- 3) 文化的素養と多元的価値に対する理解を土台にして品格のある生活を営む人間
- 4) 世界と疎通する市民として配慮とシェアーの精神で共同体の発展に参加する人間

### 2. 教育課程の構成方針

追求する人間像を具現するための本教育課程の構成方針は以下の通りである。

- 1) 配慮とシェアーを実践する創意的な人材を育成できるように教育課程を構成する。
- 2) 本教育課程は小学校1年から中学校3年までの共通教育課程と、高等学校1年から3年での選択教育課程として編成する。
- 3) 教育課程編成と運営の硬直性を脱皮し、学年間の相互連携と協力を通じた学校教育課程の編成と運営の柔軟性を与えるため学年群を設定する。
- 4) 共通教育課程の教科は教育目的上の近接性、学問探究の対象または方法上の隣接性、生活様式への関連性等を考慮し教科群に再分類する。
- 5) 選択教育課程では生徒の基礎領域学習の強化と進路及び適性等を考慮した適正な学習ができるよう4つの教科領域に区分し、必修履修単位を提示する。
- 6) 学期別に履修する教科目数の縮小を通じた学習負担の適正化と意味のある学習活動が展開できるよう集中履修を拡大する。
- 7) 既存の裁量活動と特別活動を統合し、配慮とシェアーの実践のための「創意的体験活動」

を新設する。

- 8) 学校教育課程の評価、教育課程の改善、国家レベルの学業成就度の評価の実施等を通し、教育課程の質に対する管理体制を強化する。

## Ⅱ．学校級別教育課程の編成と運営

### 1．小学校

#### イ．小学校の教育目標

小学校の教育は生徒の学習と日常生活に必要な基礎能力の育成と基本的な生活習慣を形成することに重点を置く。

- (1) 幅広い学習経験を通じて身体と精神が健康でバランスよく育つようにし、多様な職業の世界に対する基礎的な理解を持つ。
- (2) 学習と日常生活の中で問題を認識して解決する基礎能力を身に付け、これを新しく経験できる想像力を育てる。
- (3) わが国の文化を理解し享有する正しい態度を育てる。
- (4) 自分の経験と思いを多様な方法で表現し、隣人と共感し協同する態度を育てる。

#### ロ．編制と時間割当

##### (1) 編制

- 1) 小学校の教育課程は教科(群)と創意的体験活動として編制する。
  - ① 教科(群)は国語、社会／道徳、数学、科学／実科、体育、芸術（音楽／美術）、英語とする。ただし、小学校 1、2 年生の教科は国語、数学、正しい生活、賢い生活、楽しい生活とする
  - ② 創意的体験活動は自治活動、グループ活動、ボランティア活動、進路活動とする。

(2) 時間割当の基準

区分		1～2年生	3～4年生	5～6年生
□ 教科(群)	国語	国語 448	408	408
	社会／道徳		272	272
	数学	数学 256	272	272
	科学／実科	正しい生活 128	204	340
	体育	賢い生活 192	204	204
	芸術(音楽／美術)		272	272
	英語	楽しい生活 384	136	204
創意的体験活動		272	204	204
学年群別の総授業時間数		1,680	1,972	2,176

- ① 本表で、1時間の授業は40分を原則とする。ただし、天気及び季節、学生の発達程度、学習内容の性格と学校の実情等を考慮して弾力的に編成・運営することができる。
- ② 学年群・教科(群)に割り当てられた時間数は年間34週を基準にした2年間の基準授業時間数を提示したものである。
- ③ 学年群別の総授業時間数は最小授業時間数を提示したものである。
- ④ 3～4年生の国語科の基準授業時間数は週5日制授業によって縮減された時間数であるため、学校では442時間を基準授業時間数として運営することができる。
- ⑤ 実科の授業時間は5～6年生の科学／実科の授業時間数のみに含まれたものである。

#### ハ. 小学校の教育課程の編成・運営の重点

- (1) 学校は1年生の入学初期の適応教育のため創意的体験活動の時間数を活用し、自律的に入学初期の適応プログラム等を編成・運営することができる。

- (2) 学校は全ての教育活動を通して学生の人性と基本生活習慣を形成することができるよう教育課程を編成・運営する。
- (3) 各教科の基礎的、基本的要素が体系的に学習できるよう計画し、正確な国語の使用能力を伸張させることができるよう配慮する。特に、基礎的な国語の使用能力と数理力が足りない学生たちのために別のプログラムを編成・運営することができる。
- (4) 学校の特性、学生・教師・保護者の要求や必要に応じ学校が自律的に教科(群)別に 20% の範囲内で時間数を増減して運営することができる。
- (5) 小学校では学校の与件と教科(群)別の特性を考慮し学年、学期別に集中履修を通し学期当りの履修教科数を縮減して編成・運営することができる。
- (6) 情報通信活用教育、保健教育、漢字教育等は関連教科(群)と創意的体験活動の時間を活用して体系的な指導が行われるようにする。
- (7) 転校生が特定の教科目を履修することができない場合、教育庁と学校では「補充学習課程』等を通し学習の欠損が発生しないようにする。
- (8) 学年が異なる学生を併合して複式クラスを編成、運営する場合は、教育内容の学年別の順番を調節したり、共通の主題を中心に教材を再構成し活用することができる。
- (9) 学校は学生が学年群別に履修すべき学年別、学期別の教科目を編成し案内する。
- (10) 芸術（音楽／美術）は音楽と美術教科を中心に編成・運営する。

## 2. 中学校

### イ. 中学校の教育目標

中学校の教育は小学校教育の成果を土台に、生徒の学習と日常生活に必要な基本能力を培養し、多面的な価値を受け入れ尊重する民主市民としての資質を涵養することに重点を置く。

- (1) 心身の健康で調和的発達を追求し、多様な分野の経験と知識を学び、積極的に進路を模索する。
- (2) 学習と生活に必要な基本能力と問題解決力を土台に、創意的に考える力を育てる。
- (3) 自分の周りの世界に対する経験を土台に、様々な文化と価値に対する理解を広げる。
- (4) 多様なコミュニケーション能力を高め、民主市民としての資質と態度を身に付ける。

### ロ. 編制と時間割当の基準

#### (1) 編制

- 1) 中学校の教育課程は教科(群)と創意的体験活動として編成する。
  - ① 教科(群)は国語、社会(歴史含)／道徳、数学、科学／技術・家庭、体育、芸術(音楽／美術)、英語、選択とする。選択は漢文、情報、環境、生活外国語(ドイツ語、フランス語、スペイン語、中国語、日本語、ロシア語、アラビア語)、保健、進路と職業等の選択科目とする。
  - ② 創意的体験活動は自律活動、グループ活動、ボランティア活動、進路活動とする。

## (2) 時間割当の基準

区 分		1～3 学年
教科(群)	国語	442
	社会(歴史含)／道徳	510
	数学	374
	科学／技術・家庭	646
	体育	272
	芸術(音楽／美術)	272
	英語	340
	選択	204
創意的体験活動		306
総授業時間数		3,366

- ① 本表で 1 時間の授業は 45 分を原則とする。ただし、天気及び季節、学生の発達程度、学習内容の性格と学校の実情等を考慮して弾力的に編成・運営することができる。
- ② 学年群・教科(群)に割り当てられた時間数は年間 34 週を基準とした 3 年間の基準授業時間数を提示したものである。
- ③ 総授業時間数は 3 年間の最小授業時間数を提示したものである。

## ハ. 中学校の教育課程の編成・運営の重点

- (1) 学校は学生たちが履修すべき 3 年間の教科目を学年別、学期別に編成し案内する。
- (2) 教科(群)の履修時期と授業時間数は学校が自律的に決定することができる。
- (3) 学校の特性、学生・教師・保護者の要求や必要に応じ、学校が自律的に教科(群)別の授業時間数を 20%範囲内で増減して運営することができる。
- (4) 教育の効果を高めるため生徒の学期当り履修教科目数を 8 個以内に編成するようにする。
- (5) 芸術(音楽／美術)は音楽と美術教科を中心として編成・運営する。
- (6) 選択科目を開設する場合、学校は 2 個以上の科目を開設することによって学生の選択権が守られるようにする。
- (7) 学校は必要に応じ新しい選択科目を開設することができる。新しい科目を開設し運営するためには、市道教育庁の教育課程の編成・運営指針に基づいて事前に必要とされる手順を経る。

- (8) 学校は学生の職業及び進路に対する模索と選択をサポートするために進路教育を強化した教育課程を編成・運営する。
- (9) 転校生が特定の教科目を履修することができない場合、教育庁と学校では「補充学習課程」等を通し学習の欠損が発生しないようにする。

### 3. 高等学校

#### イ. 高等学校の教育目標

高等学校の教育は中学校教育の成果を土台に、学生の適性と素質にふさわしい進路を開拓する能力と世界市民としての資質を涵養することに重点を置く。

- (1) 成熟した自我意識を土台に多様な分野の知識と技能を学び、進路を開拓し一生学習の基本力量と能力を身に付ける。
- (2) 学習と生活で新しい理解と価値を創出することができるよう批判的、創意的思考力と態度を学ぶ。
- (3) わが国の文化を享有し多様な文化の価値を受け入れる資質と態度を持つ。
- (4) 国家共同体の発展のために努力し、世界市民としての資質と態度を高める。

#### ロ. 編制と単位割当の基準

##### (1) 編制

- 1) 高等学校の教育課程は教科(群)と創意的体験活動として編成する。
- 2) 教科は普通教科と専門教科とする。
  - ① 普通教科の領域は基礎、探究、体育・芸術、生活・教養として構成し、教科(群)は国語、数学、英語、社会(歴史/道徳含)、科学、体育、芸術(音楽/美術)、技術・家庭/第2外国語/漢文/教養とする。
  - ② 専門教科は農生命産業、工業、商業情報、水産・海運、家事・実業、科学、体育、芸術、外国語、国際についての教科とする。
- 3) 創意的体験活動は自律活動、グループ活動、ボランティア活動、進路活動とする。

(2) 単位割当の基準

【表1】

区分	教科領域	教科(群)	必修履修単位		学校自律課程
			教科(群)	教科領域	
教科(群)	基礎	国語	15 (10)	45 (30)	学生の適性と進路を 考慮して編成
		数学	15 (10)		
		英語	15 (10)		
	探究	社会 (歴史／道徳含)	15 (10)	35 (20)	
		科学	15 (10)		
	体育・芸術	体育	10 (5)	20 (10)	
		芸術 (音楽／美術)	10 (5)		
	生活・教養	技術・家庭／ 第2外国語／ 漢文／ 教養	16 (12)	16 (12)	
小計			116(72)		64
創意的体験活動			24		
総履修単位			204		

- ① 1単位は50分授業を基準とし17回を履修する授業量である。
- ② 1時間の授業は50分を原則とする。ただし、天気及び季節、学生の発達程度、学習内容の性質と学校の実情等を考慮して弾力的に編成・運営することができる。
- ③ 必修履修単位の教科(群)及び教科領域単位数は該当する教科(群)及び教科領域の「最小履修単位」を示すものである。
- ④ 必修履修単位の( )の中の数字は専門教育を主にする学校、芸・体能等の教育課程の編成・運営の自律権を認められた学校が履修することを勧奨する。
- ⑤ 総履修単位数は教科(群)と創意的体験活動の履修単位を合わせたもので、高等学校の卒業に必要な「最小履修単位」を示すものである。

### (3) 普通教科

【表 2】

教科領域	教科(群)	科目
基礎	国語	国語*、話し方と作文Ⅰ、話し方と作文Ⅱ、読書と文法Ⅰ、読書と文法Ⅱ、文学Ⅰ、文学Ⅱ
	数学	数学*、数学の活用、数学Ⅰ、微分積分と通計基本、数学Ⅱ、積分と通計、幾何とベクトル
	英語	英語*、英語Ⅰ、英語Ⅱ、実用英語会話、深化英語会話、英語読解と作文、深化英語読解と作文
探究	社会 (歴史/道徳含)	社会*、韓国史*、韓国地理、世界地理、東アジア史、世界史、法と政治、経済、社会・文化 道徳*、生活と倫理、倫理と思想
	科学	科学*、物理Ⅰ、物理Ⅱ、化学Ⅰ、化学Ⅱ、生命科学Ⅰ、生命科学Ⅱ、地球科学Ⅰ、地球科学Ⅱ
体育・芸術	体育	体育*、運動と健康生活、スポーツ文化、スポーツ科学
	芸術 (音楽/美術)	音楽*、音楽実技、音楽と社会、音楽の理解 美術*、美術と生、美術感想、美術創作
生活・教養	技術・家庭/ 第2外国語/ 漢文/ 教養	技術・家庭*、農業生命科学、工学技術、家庭科学、創業と経営、海洋科学、情報 ドイツ語Ⅰ、ドイツ語Ⅱ、フランス語Ⅰ、フランス語Ⅱ、スペイン語Ⅰ、スペイン語Ⅱ、中国語Ⅰ、中国語Ⅱ、日本語Ⅰ、日本語Ⅱ、ロシア語Ⅰ、ロシア語Ⅱ、アラビア語Ⅰ、アラビア語Ⅱ 漢文Ⅰ、漢文Ⅱ 生活と哲学、生活と論理、生活と心理、生活と教育、生活と宗教、生活経済、安全と健康、進路と職業、保健、環境と緑色成長

- ① 各科目の基本履修単位数は 5 単位である。ただし、各科目別に 1 単位範囲の内で増減運営することができるが、なるべく 1 学期内に履修する。
- ② \*表の科目は教科(群)別学習の位階を考慮し選択できるように指導する。この科目は 4 単位範囲の内で増減して運営することができる。
- ③ 本表に提示された科目以外に専門教科の科目を編成・運営することができる。

(4) 専門教科

【表 3】

教科	科 目				基準学科
農 生 命 産 業	農業理解	農業基礎技術	農業情報管理	農業経営	植物資源科
	生物工学基礎	栽培	作物生産技術	森と人間	動物資源科
	山林資源技術	園芸	生活園芸	生産資材	農業土木科
	園芸技術 I	園芸技術 II	動物資源	飼育技術 I	食品加工科
	飼育技術 II	養蚕・製糸	造園	造園技術 I	農業機械科
	造園技術 II	農業と水	農村と農地開発	農業土木技術 I	造園科
	農業土木技術 II	農業機械	農業機械工作	農業機械技術 I	農産物流通情報科
	農業機械技術 II	食品科学	食品衛生	食品加工技術 I	環境観光農業科
	食品加工技術 II	農産物流通	農産物流通管理 I	農産物流通管理 II	生物工学科
	環境保全	環境管理 I	環境管理 II	農業と観光	
工 業	工業入門	基礎製図	情報技術基礎	専門製図	機械科
	機械一般	電気一般	工業英語	機械設計	電子機械科
	機械工作法	原動機	流体器機	空調設備	金属材料科
	機械基礎工作	工作機械 I	工作機械 II	産業設備	電気科
	金型製作	電子機械理論	電子機械回路	電子機械工作	電子科
	電子機械制御	ロボット基礎	ロボット製作	材料一般	通信科
	金属製造	材料加工	鋳造	金属処理	コンピュータ応用科
	電気応用	電気回路	電気機器	電力設備 I	土木科
	電力設備 II	電機電子測定	自動化設備	電子機器	建築科
	電子電算応用	電子回路	計測制御	通信一般	デザイン科
	情報通信	通信システム	コンピュータ構造	システムプログラ ミング	化学工業科
	プログラミング	デジタル論理回路	測量	力学	環境工業科
	土木設計	土木一般	土木材料施工	水理・土質	セラミックス科
	地積電算	地積実務	建築構造	建築計画一般	食品工業科
	建築木工	建築施工 I	建築施工 II	デザイン一般	繊維科
	色彩管理	造形	製品デザイン	工芸	印刷科
	視覚デザイン	コンピュータグラ フィック	工業化学	単位操作・工程制御	自動車科
					造船科
					航空科

	製造化学	分析化学	機能性セラミック ス	セラミックス原 理・工程	コンピュータゲーム 科
	構造セラミックス	セラミックスデザ イン	醗酵工業	食品製造機械	マンガアニメメーシ ョン科
	食品分析	食品工業技術	繊維材料	紡績・紡糸	映像製作科
	製布・縫製	染色加工	印刷一般	印刷写真材料	
	平版印刷	特殊印刷	写真電子製版	写真	
	自動車建設機械	自動車機関	自動車シャーシー	自動車電気電子制 御	
	建設機械構造整備	自動車車体修理	船舶理論	船舶構造	
	船舶建造	航空機一般	航空機気体	航空機機関	
	航空機装備	航空機電子装置	環境工業一般	水質管理	
	大気騒音防止	廃棄物処理	コンピュータゲー ム企画	コンピュータゲー ムプログラム	
	コンピュータゲー ムグラフィック	マンガアニメメー ション基礎	アニメーション製 作	マンガ創作	
	映画放送製作	撮影照明	放送システム		
商 業 情 報	商業経済	コンピュータ一般	会計原理	企業と経営	経営情報科
	経営と法	マーケティングと広告	経営情報システム	企業資源管理	会計情報科
	コミュニケーション 実務	原価会計	企業会計	電算会計	貿易情報科
	税務会計	金融と生活	国際化と企業経営	貿易英語	流通経営科
	電子貿易と国際商務	流通情報管理	物流管理	資料処理	情報処理科
	プログラミング実務	ソフトウェア開発	事務管理実務	マルチメディア一般	マルチメディア科
	マルチメディア企画	マルチメディア実務	ウェブプログラミング	電子商取引一般	電子商取引科
	インターネットショ ッピングモール管理	電子商取引実務	インターネットマーケ ティング	創業一般	応用デザイン科
					観光経営科
水 産 ・ 海 運	水産一般	海士一般	海洋一般	水産海運情報処理	海洋生産科
	水産生物	水産経営一般	海洋生産技術	水産養殖	水産養殖科
	養殖生物疾病	水産加工	水産物流通	海洋環境	自営水産科
	海洋汚染	冷凍一般	冷凍機械	冷凍空調実務	水産食品科
	熱機関	船舶補助機械	船舶電気・電子	機械設計工作	海洋環境科
	潜水技術	航海	船舶運用	海士法規	冷凍空調科

	海士英語 電子通信運用 海洋情報管理	船貨運送 刺身実務	電子通信工学 海洋レジャー観光	電子通信機器 港湾物流一般	動力機械科 航海科 電子通信科 海洋レジャー科 港湾物流科 海洋情報科
家事・実業	人間発達 東洋料理 ファッションデザイン 住居 嬰・乳児教育原理 観光一般 観光英語 保健看護 ヘア美容	食品と栄養 西洋料理 韓国衣服構成 室内デザイン 嬰乳児教育プログラム 観光経営実務 観光日本語 基礎看護臨床実務 肌管理	給食管理 製菓製パン 西洋衣服構成 家具デザイン 嬰・乳児遊戯教育 観光サービス実務 観光中国語 基礎福祉サービス メーキャップ	韓国調理 衣服材料管理 刺繍と編物 ディスプレイ 嬰・乳児生活指導 観光外食料理 看護の基礎 高齢者生活支援 公衆保健	調理科 衣装科 室内デザイン科 乳児教育科 観光科 看護科 福祉サービス科 美容科
科学	物理実験 科学史 高等数学 高等地球科学 現代科学と技術	化学実験 電子科学 高等物理 課題研究 I 原書講読	生命科学実験 情報科学 I 高等化学 課題研究 II ワークショップ	地球科学実験 情報科学 II 高等生命科学 環境科学 科学哲学	
体育	スポーツ概論 体操運動 格闘技運動 専門スポーツ競技 体力 専門スポーツ競技 実習 スポーツ経営行政	スポーツ競技科学 水上運動 氷上雪上運動 専門スポーツ競技 初級 スポーツ教育 専攻実技	体育科進路探求 個人・対人運動 表現・創作運動 専門スポーツ競技 中級 コーチング論 専攻実習	陸上運動 団体運動 基礎運動 専門スポーツ競技 上級 健康管理	スポーツ競技科 体育指導科
芸術	音楽理論 合唱 教養実技 美術理論 基礎彫塑 美術感想と批評 舞踊の理解	音楽史感想 合奏 美術史 基礎デザイン・工芸 基礎韓国舞踊	試唱・聴音 演奏 素描 美術専攻実技 基礎バレエ	音楽専攻実技 コンピュータと音楽 楽 基礎絵画 映像媒体と美術 基礎現代舞踊	音楽科 美術科 舞踊科 文芸創作科 演劇映画科 写真科

	舞踊専攻実技	舞踊音楽	振付	舞踊感想と批評	
	文学の理解	文章論	古典文学の鑑賞と批評	現代文学の鑑賞と批評	
	詩創作	小説創作	戯曲創作	媒体と文学	
	演劇の理解	舞台技術	演技	演劇製作実習	
	演劇鑑賞と批評	映画の理解	映画技術	映画創作と表現	
	映画製作実習	映画鑑賞と批評			
	写真の理解	基礎撮影	中級撮影	暗室実技	
	写真編集	デジタル写真撮影	デジタル写真表現技法	写真鑑賞と批評	
外国語	深化英語	英語聴解	英語会話 I	英語会話 II	英語科
	英語読解	英語作文	英語圏文化 I	英語圏文化 II	ドイツ語科
	英語文法				フランス語科
	基礎ドイツ語	ドイツ語聴解	ドイツ語会話 I	ドイツ語会話 II	スペイン語科
	ドイツ語読解	ドイツ語作文	ドイツ語圏文化 I	ドイツ語圏文化 II	中国語科
	ドイツ語文法				日本語科
	基礎フランス語	フランス語聴解	フランス語会話 I	フランス語会話 II	ロシア語科
	フランス語読解	フランス語作文	フランス語圏文化 I	フランス語圏文化 II	アラビア語科
	フランス語文法				
	基礎スペイン語	スペイン語聴解	スペイン語会話 I	スペイン語会話 II	
	スペイン語読解	スペイン語作文	スペイン語圏文化 I	スペイン語圏文化 II	
	スペイン語文法				
	基礎中国語	中国語聴解	中国語会話 I	中国語会話 II	
	中国語読解	中国語作文	中国文化 I	中国文化 II	
	中国語文法				
	基礎日本語	日本語聴解	日本語会話 I	日本語会話 II	
	日本語読解	日本語作文	日本文化 I	日本文化 II	
	日本語文法				
	基礎ロシア語	ロシア語聴解	ロシア語会話 I	ロシア語会話 II	
	ロシア語読解	ロシア語作文	ロシア文化 I	ロシア文化 II	
	ロシア語文法				
	基礎アラビア語	アラビア語聴解	アラビア語会話 I	アラビア語会話 II	
	アラビア語読解	アラビア語作文	アラビア文化 I	アラビア文化 II	
	アラビア語文法				

国 際	英語講読	ドイツ語講読	フランス語講読	スペイン語講読	
	中国語講読	日本語講読	ロシア語講読	アラビア語講読	
	国際政治 I	国際政治 II	国際経済 I	国際経済 II	
	世界問題	比較文化 I	比較文化 II	情報科学	
	国際法	地域理解	人類の未来社会	韓国の伝統文化	
	韓国の現代社会	韓国語	課題研究 I	課題研究 II	
	芸能実習				

① 専門教育を主とする高等学校では【表 3】で必要な専門科目を 80 単位以上履修する。

② 専門教育を主とする高等学校では次の科目を必修科目として履修する。

イ). 農生命産業系列：農業理解、農業基礎技術、農業情報管理

ロ). 工業系列：工業入門、基礎製図、情報技術基礎

ハ). 商業情報系列：商業経済、会計原理、コンピューター一般

二). 水産・海運系列：海洋一般、水産・海運情報処理、水産一般（水産系列）、海士一般（海運系列）

ホ). 家事・実業系列：人間発達、コンピューター一般

へ). 体育、外国語、国際系列は市道教育監が定めた指針による。ただし、科学、芸術系列は必修履修科目を別途に指定しないことにする。

## ハ. 高等学校の教育課程の編成・運営の重点

### (1) 共通指針

- 1) 高等学校の教育課程の総履修単位は 204 単位であり、教科(群)に 180 単位、創意的体験活動に 24 単位を割り当てて編成する。
- 2) 教科の履修時期と単位は学校で自律的に編成・運営することができる。
- 3) 教育効果を高めるため学生の学期ごと履修科目数を 8 個以内に編成するようにする。
- 4) 選択科目の中で位階性のある科目の場合は系列的な学習になるよう編成する。ただし、学校の実情や学生の要求、科目の性質により弾力的に運営することができる。
- 5) 選択科目は学校の実情と学生たちの要求を反映し編成する。ただし、学校は必要により本教育課程に提示されている科目以外に新しい科目を開設することができる。新しい科目を開設し運営するためには、市道教育庁の教育課程の編成・運営指針に基づき事前に必要とされる手順を経る。
- 6) 一定規模以上の学生が本教育課程の編成にある特定な選択科目の開設を要請する場合、学校は該当科目を開設しなければならない。
- 7) 学校で開設していない選択科目の履修を希望する学生がいる場合、該当科目を開設している他学校での履修を認めるようにする。
- 8) 学校及び学生の必要に応じ地域社会の学習場で行われる学習を履修科目として認めることができる。ただし、この場合は市道教育庁が定めた指針による。
- 9) 学校は必要により大学科目の先履修制の科目を開設することができ、国際的に公認された教育課程と科目を選択科目として認めることができる。ただし、これに関する具体的な事項は市道教育庁の指針による。
- 10) 学校は必要により教科の総履修単位を増倍し運営することができる。ただし、専門教育を主とする学校は専門教科に限り増倍運営することができる。
- 11) 学校は学生が 3 年間履修すべき学年別、学期別の科目を編成し案内することにする。

### (2) 一般系高等学校

- 1) 教科(群)に割り当てられた 180 単位の中で、必修履修単位は 116 単位以上とする。
- 2) 学生の進路課程を考慮し教科(群)別の最小必修履修単位数に編成することができるが、教科領域別に提示された単位数を編成・運営しなければならない。
- 3) 一般系高等学校で体育、音楽、美術等の課程を開設することや、自律学校として指定された学校が教科(群)の最小履修単位の 72 単位として編成・運営することができる。
- 4) 学校は学生の要求や興味、適性等を考慮し進路を適切に案内することができるよう進路集中課程を編成・運営するようにする。このため学校は本教育課程に提示された「学校

自律課程」の中の進路集中課程と関連した科目の深化学習が行われるように編成・運営する。

- 5) 科学、数学、社会、英語、芸術、体育等-教科を中心に重点学校を運営することができる。この場合、学校自律課程の50%以上を関連教科目として編成することができる。
- 6) 体育、音楽、美術等の課程を開設する学校の場合、必要により地域内の重点学校及び地域社会学習場を活用することができる。
- 7) 一般系高等学校で職業に関する課程を運営することができる。これに対する詳細指針は市道教育庁で定める。
- 8) 学校で第2外国語の科目を開設する場合、2個以上の科目を同時に開設するように努める。

### (3) 専門教育を主にする高等学校

- 1) 教科(群)に割り当てられた180単位の中で、普通教科の必修履修単位は72単位以上として編成し、専門教科の科目は80単位以上として編成する。
- 2) 専門教科の各科目に対する履修単位は市道教育監が定める。ただし、外国語と国際に関する教科の各科目別の履修単位は5単位を基本とし、3単位の範囲内で増減して編成することができる。
- 3) 専門教科の基礎になる科目を選択し履修する場合、これを該当普通教科の履修と見なすことができる。
- 4) 内容が類似あるいは関連する普通教科の科目と専門教科の科目はこれを代替させて編成・運営することができる。
- 5) 農生命産業、工業、商業情報、水産・海運、家事・実業系列の高等学校では次のように編成・運営することができる。
  - ①専門教科は必要な場合、他の系列の専門科目を選択し編成・運営することができる。
  - ②学科別の必修科目は必要により学校長が定めることができる。2個以上の系列を運営する場合は、該当学科が属した系列の必修科目を履修する。
  - ③教育課程の内容と関連のある現場実習を運営しなければならない。この場合多様な形態で運営することができるが、これに関する具体的な事項は市道教育庁が定めた指針による。
- 6) 交際系列の高等学校は専攻関連の教科群と外国語関連の教科の科目から80単位以上履修するが、専攻関連教科群から50%以上として編成する。
- 7) 外国語系列の高等学校では専門教科の総履修単位から60%以上を専攻外国語とする。また専攻外国語を含め2個外国語を専門教科として編成する。
- 8) 本教育課程に明示されていない系列の教育課程は類似系列の教育課程に準ずる。止むを得ず新しい系列の設置あるいは、それによる教育課程を編成する場合および学校の実情

により新しい科目を設定して運営したい場合は、市道教育庁の教育課程の編成・運営の指針に従って事前に必要な手順を経なければならない。

## 4. 学校級別の共通事項

### イ. 編成・運営

- (1) 学校は本教育課程に基づき学校の実情に相応しい学校の教育課程を編成・運営する。
- (2) 学校は学校教育課程の編成・運営に基づき学年および教科目別の教育課程を編成することができる。
- (3) 学校の教育課程は全ての教員が専門性を発揮し参加する民主的な手順と過程を経て編成・運営する。
- (4) 教育課程の合理的な編成と効率的な運営のために教員、教育課程（教科教育）専門家、保護者等が参加する学校教育課程の委員会を構成して運営する。この委員会は学校長の教育課程運営および意思の決定に諮問する役割を担当する。
- (5) 学校の教育課程の編成・運営においては教員の組織、学生の実態、保護者の要求、地域社会の実情および教育施設・設備等の教育与件と環境が十分に反映されるよう努める。
- (6) 学校は同学年のグループ活動、教科別グループ活動、現場研究、自体研修等を通し、教師たちの教育活動が改善されるようにする。
- (7) 学校が宗教科目を開設する際は宗教以外の科目を含め複数で科目を編成し、学生に選択の機会を与えなければならない。
- (8) 各教科の基礎的、基本的な要素が体系的に学習できるよう計画し、一貫性を持って持続的に指導する。
- (9) 各教科目別の学習目標を全ての学生が果たすように指導し、能力に合う成就ができるよう多用な学習の機会と方法を提供する。このために計画的な配慮と指導を行い、学習の欠損が累積されたり学習の意欲が低下されないよう注意する。
- (10) 共通教育課程では学生の能力と適性、進路を考慮し教育の内容と方法を多様化させる。特に国語、数学、社会、科学、英語教科ではレベル別の授業を勧奨する。
- (11) レベル別授業運営のための学習集団は学校の与件あるいは学生の特性に合わせて多様に編成することができる。また学習の欠損が補充できるよう「特別補充授業」を運営することができるが、特別補充授業の編成・運営に関する全ての事項は学校が自律的に決定する。
- (12) 教科授業の探究的な活動を通じて概念および原理を理解し、これを新しい状況に適用する機会を頻繁に持つようにする。特に様々な資料を活用した情報処理能力を持つことができるように努める。
- (13) 個別的な学習活動と同時に小集団の共通学習活動を重視し、共通で問題を解決する経験を持つようにする。
- (14) 各教科活動では学習の個別化が行われるようとして、発表・議論活動と実験、観察、

調査、実測、収集、労作、見学等の直接体験活動が充分に行われるように注意する。

- (15) 学校は創意的体験活動が実質的体験活動になるよう、地域社会の連携機関と積極的に連携・協力してプログラムを運営する。
- (16) 教科の創意的体験活動の効率的な運営のために地域社会の人的、物的資源を計画的に活用する。
- (17) 創意的体験活動に割り当てられた時間数は学生の要求と学校の実情に基づいて弾力的に割り当てることができる。
- (18) 教科と創意的体験活動の内容配置は必ずしも学習の順番を意味しているのではなく例示的な傾向を持つため、必要な場合は地域の特殊性、季節あるいは学校の実情と学生の要求、教師の必要に応じて各教科目の学年別目標に対する指導内容の順番と比重、方法等を調節し運営することができる。
- (19) 心身障害学生のための特殊クラスを設置、運営する場合、学生の障害の程度と能力を考慮して教育課程を調整・運営することと、特殊学校の教育課程および教授・学習資料を活用することができる。
- (20) 学習不尽の学生、障害のある学生、帰国子女、多文化家庭の子女等が学校で充実された学習を受けるように特別な配慮と支援を行うようにする。
- (21) 教育活動全般を通して男女の役割に対する偏見を持たないように指導する。
- (22) 範教科の学習主題は関連教科と創意的体験活動等、教育活動の全般にかけて総合的に扱われるようにし、地域社会および家庭との連携指導にも努める。

民主市民教育、人性教育、環境教育、経済教育、エネルギー教育、勤労精神の涵養教育、保健教育、安全教育、性教育、消費者教育、進路教育、統一教育、韓国アイデンティティ教育、国際理解教育、海洋教育、情報化及び情報倫理教育、清廉・反腐敗教育、水資源保全教育、持続可能な発展教育、両性平等教育、障害者理解教育、人権教育、安全・災害対策教育、低出産・高齢社会の準備教育、余暇活用教育、護国・報勲教育、親孝行・敬老・伝統倫理教育、児童・青少年保護教育、多文化教育、文化芸術教育、農業・農家理解教育、知的財産権教育、メディア教育、コミュニケーション・論議中心教育、論述教育、韓国文化史教育、漢字教育、エコ教育 等

- (23) 学校では教育課程に提示されていない社会の懸案について学生が正しく理解することができるよう、連携教育を実施することができる。この場合、連携教育の指針による。
- (24) 教科用図書以外の教授・学習資料としては教育庁あるいは学校で開発した資料等を使用することができる。
- (25) 各教科の特性に合う多様な学習が行われるよう、教科教室制の運営を活性化する。
- (26) 実験・実習・実技指導において施設および機械・器具、薬品使用の安全に注意する。
- (27) 学校は学生と保護者の要求に応じて放課後の学校あるいは休み中のプログラムを開発することができる。この際は学生たちの自発的な参加を原則とする。

## ロ. 評価活動

- (1) 学校は学校教育課程の編成と運営の適合性、妥当性、効果性を自己評価し問題点と改善点を抽出し、その結果を次の学年度の教育課程の編成・運営に反映させる。
- (2) 学校で実施する評価活動は以下のような事項を考慮し行われるようにする。
  - ① 評価は全ての学生が教育目標を成功的に達成するための教育課程として実施する。
  - ② 学校は多様な評価手段と方法で成就度を評価して学生の目標到達度を確認し、授業の質を改善させるための資料として活用する。
  - ③ 教科の評価は選択形の評価よりは、叙述形あるいは論述形の評価、そして遂行評価の比重を増やし教科別特性に適切な評価を実施するようにする。
  - ④ 実験・実習の評価は教科目の特性を考慮して合理的な詳細評価基準を備え実施する。
  - ⑤ 定義的、機能的、創意的な面が求められる教科の評価は妥当な評定基準と尺度に基づいて実施する。
  - ⑥ 学校と教師は学校で教えた内容と機能を評価するようにする。学生に学校から教わる機会を与えず、学校以外の教育手段で習うしかない内容と機能は評価しないよう注意する。
  - ⑦ 創意的体験活動に対する評価は創意的体験活動の内容と特性を考え、評価の主眼点を学校で作成、活用する。

### Ⅲ. 学校教育課程の支援

#### 1. 学校教育課程の編成・運営の支援

##### イ. 国家レベルの支援事項

本教育課程の円滑な編成・運営のために国家では下記のとおり評価し支援する。

- (1) 市・道教育庁での教育課程の支援活動と、単位学校での教育課程の編成・運営活動が相互有機的に行われるよう行政・財政的支援を行う。
- (2) 本教育課程の質を管理するため国家レベルでは周期的に学業成就度の評価、学校と教育機関の評価、教育課程の編成・運営について評価を実施する。
  - ① 学業成就度を評価するために教科別、学年(群)別の学生評価を実施し、評価の結果は教育課程の適合性の確保と改善に活用する。
  - ② 学校の教育課程の編成・運営と教育庁の教育課程支援の状況を把握するため、学校と関連教育庁について周期的な評価を実施する。
  - ③ 教育課程の編成・運営と、支援体制の適切性と実効性が評価できる研究を行う。
- (3) 国家レベルでは、学校で教育課程の精神を具現した評価活動が円滑に行われるよう多様な方法を工夫して学校現場に提供しなければならない。
  - ① 教科別に「評価基準」を開発、普及して学校が教科教育課程の目標に一致する評価を実施できるようにする。
  - ② 教科別評価の活動に活用できる多様な評価方法、手順、道具等を開発し学校に提供する。

##### ロ. 教育庁レベルの支援事項

本教育課程の円滑な編成・運営のために教育庁では下記のような事項を支援する。

- (1) 教育課程の編成・運営について調査研究と諮問機能を担当する委員会を構成し運営する。委員会には教員、教育行政家、教育学専門家、教科教育専門家、保護者、地域社会の人士、産業界の人士等が参加することができる。
- (2) 地域の特殊性、教育の実態、学生・教員・住民の要求と必要等を反映して教育においての重要点を設定し、教育課程の編成・運営指針を作成する。
- (3) 教育課程の編成・運営を改善するために研究学校を運営し、授業改善のための研究教師を配置して教科別の研究会活動を積極的に支援する。
- (4) 学年群、教科群の導入を通して単位学校の教育課程を自律的に編成し、創意的体験活動

の効率的な運営のため教育課程をコンサルティングする等、支援組織を組み立て教育課程の編成・運営のために各種の資料を研究、開発して普及させる。

- (5) 教員の学校教育課程を編成・運営する能力を高め、創意的体験活動に対する指導能力を引き上げるために、各級の学校教員を対象に研修の計画を立て実行する。
- (6) 各級の学校が新学期の始まる前に教育課程の編成・運営について計画を立てるよう、教育課程の編成・運営資料を開発・普及し、教員の補充を適期に行う。
- (7) 学校の教育課程編成・運営のための教育施設、設備、資料等に拡充整備が必要な場合、行政・財政的な支援をする。
- (8) 学校が地域社会の連携機関と積極的に連携・協力し教科、創意的体験活動を充実に運営するように支援する。また管内の学校が活用できる「地域資源目録」を作成・提供する等、具体的な支援方を制定する。
- (9) レベル別授業を効率的に運営するよう支援し、学習の欠損が補充できるように「特別補充授業」を運営する。これに必要な行政・財政的支援も行う。
- (10) 個別学校の希望と与件を反映して地域内の学校間に開設する集中課程を調節し、これに対する編成・運営を支援する。特に、少数の学生が志望する集中課程を開設する学校を指定し、円滑に教育課程を編成・運営するため必要な行政・財政的な支援をする。
- (11) 特定の分野で優れた才能を持つ学生および学習障害の学生向けの教育機会を用意し支援する。
- (12) 帰国子女および多文化家庭子女の教育経験の特性と背景を思量し、教育課程を履修することに苦勞がないように支援する。
- (13) 転校・入学、帰国等の事情により共通教科を履修することができなかった学生たちが該当教科を履修できるよう多様な機会を与える。また、学生たちが地域社会にある公共性の高い社会教育施設を通して履修した課程を認める方を制定する。
- (14) 地域社会と学校の与件によって、学校で小学校低学年生の世話をする機能を強化し、これに対して教育庁は特別な配慮と支援を行うようにする。
- (15) 教育課程に提示されていない教科目を設置、運営する場合に備え、教育庁は関連指針を学校に提示して、学校が事前に必要な手順を経るよう指導する。
- (16) 複式クラスの運営等、小規模学校が正常的に教育課程を運営することができるように教員の配置あるいは、学生の受教育権の保障に必要な行政・財政的な支援を行う。
- (17) 学校教育課程の効果的な運営のために、学生の配置、教員の巡回および需要と供給、学校間の施設や設備の共有、資料の共通開発および活用について、学校間および隣接する教育庁間の協力体制を構成する。
- (18) 学生の教育活動に必要な教科用図書の認定、開発、普及のために努める。
- (19) 専門教育を主とする高等学校は開設専攻と類似の産業体と協力し特性化された教育課程と実習科目を編成・運営することができる。なお、学生の現場実習が充実されるよう行政・財政的支援をする。

- (20) 学校に関する教育課程運営の支援実態と各級学校の教育課程の編成・運営実態を定期的に把握し、効果的に教育課程の運営と改善および質の管理ができるよう必要とされる適切な支援を行う。
- (21) 学校の教育課程の編成・運営につき、質の管理および教育課程を編成・運営する体制の適切性と実効性を高めるために学業成就度の評価、教育課程の編成・運営の評価等を実施することができる。

## 2. 特殊な学校での教育課程の編成と運営

- (1) 小・中・高等学校に準ずる学校の教育課程は本教育課程により編成・運営する。
- (2) 国家が設立、運営する学校の教育課程は該当する市道教育庁の編成・運営指針を参考し学校長が編成する。
- (3) 公民学校、高等公民学校、高等技術学校、勤労青少年のための特別クラス及び産業体付設の学校、その他特殊な学校は本教育課程に基づき学校の実情と学生の特性に合う学校教育課程を編成し、市道教育監の承認を得て運営する。
- (4) 夜間授業を行う学校の教育課程は本教育課程による。但し、単位授業時間を40分に短縮して運営することができる。
- (5) 放送通信高等学校は本教育課程に提示されている高等学校の教育課程による。但し、市道教育監の承認を得て本教育課程の編成と単位割当の基準を以下のとおり調整し運営することができる。
  - ① 編成と単位割当基準は高等学校の教育課程に準ずるが、162単位以上を履修するようにする。
  - ② 教育は放送通信による授業、出席による授業、添削指導の方法による授業とする。
  - ③ 学校出席授業の日数は年間20日以上とする。
- (6) 特性化学校、自律学校等、法令に基づき教育課程の編成・運営に対して自律性が与えられた学校の場合には、学校の設立目的および特性による教育ができるように教育課程の編成・運営の自律権を付与し、これに関する具体的な事項は市道教育庁の指針による。
- (7) 教育課程の研究のため新しい方式で教育課程を編成、運営しようとする学校は、教育科学技術部長官の承認を得て、本教育課程の基準と異なる学校教育課程を編成・運営することができる。